

令和4年6月3日

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

島原地域広域市町村圏組合

本組合が発注する建設工事の最低制限価格は、次のとおり取り扱います。

1 対象工事

競争入札に付する工事のうち、原則として設計金額80万円（税込み）以上の工事

2 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工事区分	最低制限設計価格
土木工事	設計金額の90%
鉄橋及び鋼製の歩道橋等の工場製作工事	
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事	
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	

3 最低制限価格（税抜き）

上記2で算出した額（最低制限設計価格）に0.990025から1.010025の範囲の係数を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4 数値の取り扱い

最低制限価格、最低制限設計価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

5 施行日

令和4年6月3日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から適用する。